

前回のご議論を踏まえた今後の検討の進め方について

令和3年6月

- 前回検討会において、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報(レベル1情報)の取扱いに関する議論を契機として、情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて、様々なご意見をいただいたところ。
- 今後、まずは有識者や事業者からプレゼンをいただく等して議論を深め、論点を整理したい。

(検討スケジュール案)

会次	開催予定	議事案
第19回	本年8月初旬	有識者からのヒアリング
第20回	本年10月	事業者からのヒアリング
第21回	本年12月	論点整理
	年明け以降、議論の経過を踏まえて、対応を検討していきたい。	

- 本日は、今後の検討の方向性について、ご議論いただきたい。

検討の視点

◆ 個人情報に対する個人のコントロールビリティを高めることを基本的な考え方とし、個人の利益を図るために個人が同意した範囲内で適正にデータを活用する存在である情報銀行においては、どのようにプロファイリングを取り扱うべきか。

- 今後、情報銀行の普及が進めば、個人に関する様々なデータが情報銀行に収集・集約することが期待されるが、それがプロファイリングに活用されることにより、利用者はより多くの利便を受け取ることができる可能性がある。他方、本人の意図・想定しない目的に利用されたり、本人にとって不利益となるリスクが高まることも懸念される。

自動化された個人に対する意思決定とプロファイリングに関するガイドライン(EU指令第29条作業部会)(2018年2月6日)

- ✓ プロファイリング及び自動化された意思決定は、以下のような利便を提供することで、個人、組織にとって役立つかもしれない。
 - ・効率性の増進、及びリソースの節約
- ✓ それらは多くの商業的なアプリケーションを持ち、例えば、市場セグメントを改善し、個々のニーズに合ったサービスや商品の提供に利用できる。医療、教育、ヘルスケア、輸送もそうしたプロセスから多くの利便を受け取ることができる。
- ✓ しかしプロファイリング及び自動化された意思決定は、適切な保護措置が必要な個人の権利と自由に大きなリスクをもたらすかもしれない。そのプロセスは不明瞭であるかもしれない。個人はプロファイル化されることを知らず、又は何が関係しているかを理解していないかもしれない。
- ✓ プロファイリングはこれまでの典型的で社会的な区分を永続させるかもしれない。それは個人を特定のカテゴリーに閉じ込め、それら個人の示唆する選好に個人を制限するかもしれない。それは、例えば、書籍、音楽、ニュースのような商品若しくはサービスの選択の自由を弱めるかもしれない。プロファイリングは、ある場合には、不正確な予測に繋がるかもしれない。他の場合には、それはサービスや商品の提供拒否や不当な差別をもたらすかもしれない。

- 情報銀行においてプロファイリングを取り扱う上で、例えば、要配慮個人情報を推知できてしまうというプライバシー侵害のリスクの他、どのようなリスクを考慮すべきか。
- 情報銀行は、個人にとって信頼される存在として、高い透明性やアカウントビリティが求められるとともに、個人にとって不利益となる利用がされていないか、個人に対し個人情報の利用によるリスクが伝えられているか等について、データ倫理審査会において審議する等の統制が図られているが、上記のリスクを踏まえて、情報銀行においてプロファイリングを取り扱う上でどのような統制を図るべきか。
- また、新しいサービスを普及させる観点から、プロファイリングを有効活用するものを含め様々なタイプのサービスが提供され、事業者の競争を促すような認定基準とすることが必要という観点については、どのように考慮すべきか。

1. 個人情報保護法における対応

- プロファイリングの懸念に対応するため、令和2年改正個人情報保護法においては、利用停止・消去等の要件の緩和、不適正利用の禁止、第三者提供記録の開示、提供先における個人データとなることが想定される情報の本人同意などの新たな規律を導入するとともに、ガイドライン改正案において本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求めるとしている。
 - 情報銀行においては、事業内容が個人の利益に反していないかという観点から、個人にとって不利益となる利用がなされていないか、取得する個人情報が利用目的の達成のために必要最小限の項目となっているか等を、データ倫理審査会において審議することとしている。
- ⇒ 情報銀行は改正個人情報法に既に対応していると評価できるか。何らかの追加措置を講ずる必要があるか。

2. 信用スコアの取扱い

- 令和元年10月の本検討会とりまとめにおいて、情報銀行における信用スコアの取扱いについて、個人にとって不利益な利用とならないよう留意する必要があるとし、GDPRの規定を参考としつつ、情報銀行が参考とすべき留意点(リスクの説明、個人の利益を踏まえた利活用、差別に繋がる情報の提供禁止、算出方法の説明責任、人間の関与等)を整理。
 - 情報銀行の認定審査において、申請事業者が信用スコアを取り扱う場合、認定団体は当該留意点に基づき、当該事業者の事業内容を確認・審査している。
- ⇒ 現在は信用スコアのみを対象としているが、情報銀行がプロファイリングを取り扱う上でどのような点に留意すべきか。

3. 要配慮個人情報の推知

- 前回検討会では、要配慮個人情報に該当しない健康・医療分野の個人情報(レベル1情報)の取扱いについて、それ自体は要配慮個人情報に該当しない情報であってもプロファイリングに利用することにより、例えば妊娠、うつ病といった要配慮個人情報を迂回的に推知できてしまう懸念が指摘されたところ。
 - 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインにおいては、放送の特性にかんがみ、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならないとしている。
- ⇒ 健康・医療分野の個人情報という特性や、(要配慮個人情報を取り扱わない)情報銀行という特性等にかんがみ、情報銀行の取り扱うプロファイリングについて、要配慮個人情報を推知できてしまう懸念に対し何らかの制約を講ずるべきか。

■参議院内閣委員会(令和2年6月4日)

○政府参考人(其田真理君) プロフィールにつきましては、その情報の分析によって個人の利便性が高まったりビジネス機会が増えるといったプラスの面、一方で、個人が何かいろいろ分析されて気持ち悪いといったマイナスの面がございまして、委員会にも様々な御意見が寄せられました。そうした中で、今回、委員会といたしましては、消費者本人が十分に認識していない分析、利用が行われるといった懸念にどう応えるかといった観点で検討を進めてまいりました。今回の改正法案におきましては、こうした懸念に対して、利用停止権、消去権の拡充、それから不適正利用の禁止、第三者提供記録の開示、それから提供先において個人データとなることが想定される情報の本人同意、これがリクナビの事件を教訓として盛り込んだ条項でございますけれども、こうした規律を導入することとしてございます。

■参議院内閣委員会(令和3年4月27日)

○政府参考人(福浦裕介君) プロフィールについては、その目的、態様により、個人の権利利益を侵害する場合には問題となり得るものと承知をいたしてございまして、それらについては厳格に対応していくということが重要でございます。その上で、事業者がプロフィールのために個人情報を取り扱う場合にも、利用目的の特定、利用目的の通知、公表、安全管理措置、第三者提供に関する同意といった個人情報保護法の規律に服することとなります。加えて、昨年の個人情報保護法の改正におきましては、プロフィールの懸念に対応すべく、利用停止、消去等の要件の緩和、不適正利用の禁止、第三者提供記録の開示、提供先における個人データとなることが想定される情報の本人同意といった新たな規律を一定の対応を行ったところでございます。

■参議院内閣委員会(令和3年4月27日)

○政府参考人(福浦裕介君) 令和2年改正個人情報保護法におきまして、民間事業者に対しまして、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を不適正利用として禁止をしております。ここで言います違法又は不当な行為は、個人情報保護法その他の法令に違反する行為に加えまして、直ちに違法とは言えないものの、個人情報その他の法令の制度、趣旨や、公序良俗に反している等、社会通念上適正とは認められない行為を含むものでございます。事業者の行為が不適正利用に該当するか否かは、取り扱う個人情報の性質、行為の目的、必要性、行為態様、事業者の認識等を総合的に考慮して個別具体的に判断をする必要がございます。要配慮個人情報を把握する目的での個人情報の分析行為につきましても、その目的、必要性、行為態様、事業者の認識等を総合的に考慮して個別に判断する必要がございますが、仮に当該行為が個人の権利利益を違法に侵害するものである場合には、不適正利用に該当し得ると考えてございます。

■令和2年改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(不適正利用の禁止)

第16条の2 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第26条の2 個人関連情報取扱事業者(個人関連情報データベース等(個人関連情報(生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。))を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を事業の用に供している者であつて、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。))は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。))を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(開示)

第28条

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。))について準用する。

(利用停止等)

第30条

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二條の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

■令和2年改正法施行に伴う個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)改正案

3-2 不適正利用の禁止(法第16条の2関係)

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為(※1)を助長し、又は誘発するおそれ(※2)がある方法により個人情報を利用してはならない。

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者(例:貸金業登録を行っていない貸金業者等)からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例:官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

(※1)「違法又は不当な行為」とは、法(個人情報の保護に関する法律)その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいええないものの、法(個人情報の保護に関する法律)その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

(※2)「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

■令和2年改正法施行に伴う個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)改正案

3-1 個人情報の利用目的(法第15条・第16条、第18条第3項関係)

3-1-1 利用目的の特定(法第15条第1項関係)

[(関係条文) 略]

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい(※1)(※2)。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない(3-6-1(第三者提供の制限の原則)参照)。

【具体的に利用目的を特定している事例】・【具体的に利用目的を特定していない事例】略

(※1)「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例2)「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

(※2)[略]

■情報信託機能の認定に係る指針ver2.0

情報信託機能の認定基準

3)ガバナンス体制

項目	内容
①基本理念	「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」及び「顧客本位の業務運営体制」の趣旨を企業理念・行動原則等を含み、その実現のためのガバナンス体制の構築を定め経営責任を 明確化していること
③諮問体制	以下を満たす、社外委員を含む諮問体制を設置していること(データ倫理審査会) ・構成員の構成例:エンジニア(データ解析や集積技術など)、セキュリティの専門家、法律実務家、データ倫理の専門家、消費者等多様な視点でのチェックを可能とする多様な主体の参加 ・ <u>データ利用に関する契約や利用方法、提供先第三者などについて適切性を審議し、必要に応じて助言を行う</u> ・ <u>情報銀行は定期的に諮問体制に報告を行うこと、諮問体制は、必要に応じて情報銀行に調査・報告を求めることができる、情報銀行は当該求めに応じて、適切に対応すること</u>

諮問体制(データ倫理審査会)に関する事項

■データ倫理審査会における審議の考え方

- ・ 情報銀行は、個人の代理として、個人が安心して自らに関する情報を預けられる存在であることが期待される。このため、利用者たる個人の視点に立ち、適切な運営が確保される必要がある。
- ・ このため、データ倫理審査会は、情報銀行の事業内容が個人の利益に反していないかという観点から審議を行う。
 (例)・個人によるコントロールビリティを確保するための機能が誤解のないUIで提供されているか
 - ・個人の同意している提供先の条件について、個人の予測できる範囲内で解釈されて運用されているか
 - ・個人にとって不利益となる利用がされていないか／個人に対し個人情報利用によるリスクが伝えられているか
 - ・個人にとって高いリスクを発生させる恐れがある場合には、GDPRで義務づけられているDPIA(データ保護影響評価)を参考にすることも考えられる

■「情報銀行」認定申請ガイドブックVer2.0((一社)日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会)

5.3.2 プライバシー保護対策の具体的基準

項目	認定基準及びその適合性を確認するために必要な提出書類
⑨データの最小化	<p>■認定基準</p> <p>○次に示すような方法で、データ処理手順及びICTシステムを設計及び実装すること【抄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人情報の取扱いにあたっては、必要最小限の項目をもって利用目的を達成し、利用目的を超えた意味情報(行動の観測、プロファイリング情報等)の抽出を行わないこと</u>

5.4.1 ガバナンス体制の具体的基準

項目	認定基準及びその適合性を確認するために必要な提出書類
③諮問体制	<p>■認定基準</p> <p>○以下を満たす、審議事項を実施していること【抄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人と情報銀行の間の契約の内容 <ul style="list-style-type: none"> ※「個人と情報銀行の間の契約の内容」において、適切性を審議すべきものとして、以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> -<u>ビジネススキームの妥当性(個人情報を委任する個人に不利益が及ばないか)</u> -<u>残留リスクの妥当性(リスク対策を施してもなお残るリスクは受容可能か)</u> -<u>個人へ還元する便益の妥当性(個人の全てが、直接的又は間接的な便益を受け取ることができるか)</u> ・情報銀行に委任した個人情報の利用目的 <ul style="list-style-type: none"> ※「情報銀行に委任した個人情報の利用目的」において、適切性を審議すべきものとして、以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> -<u>利用目的の妥当性(わかり易いか、個人が誤解するような説明がなされていないか、個人に便益が提供できない個人情報の取り扱いがなされていないか)</u> -<u>取得する個人情報の項目(利用目的の達成のために必要最小限の項目となっているか)、便益との関連(個人に便益を還元するために必要最小限の項目となっているか)</u> ※「提供先第三者の選定方法」において、適切性を審議すべきものとして、以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> -<u>提供先第三者の個人情報の利用目的の妥当性(個人にとって不利益となる利用がなされていないか)</u> -<u>安全管理措置のレベルの妥当性(個人情報の取り扱いプロセスにおいて、リスク対策が十分になされているか)</u>

■ 情報銀行認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン((一社)日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会)(※)

※今後公開予定。認定審査における参照規格として、本ガイドラインの要求事項は認定の審査項目となる予定。

8.2. データ倫理審査会の審査基準

データ倫理審査会の審議は、主に以下の観点から行うものとするが、これら以外の観点からの審議を妨げるものではない。なお、以下に記載する観点は、6.3とも重複する点がある。

8.2.1. 個人と情報銀行間の利益相反等(善行原則 beneficence)

本人と「情報銀行」間に利益相反がなく、本人にとってリスクよりも便益の方が大きいかなどを確認する。なお、データ倫理とは異なるが、「倫理」という意味で共通する部分があるので、医療倫理原則についてもここで触れる。医療倫理4原則の1つに「善行原則」があり、患者のために最善を尽くすことをいう。本審議基準は、善行原則に類似するものであるとも考えられる。

- 利用目的と取り扱う個人情報の関係に矛盾がないか。利用目的を想定できない個人情報を取得していないか。個人情報の過剰取得がないか。
- 業務フロー図で定義した個人情報の取扱いについて、その必要性が説明できるか。一般人の視点に立って納得できる程度に合理的か。
例えば、その範囲の個人情報を取り扱う必要があるか、その個人情報の項目を取り扱う必要があるか、その処理を行う必要があるか等。
- 要配慮個人情報に該当しないが、不当な差別や偏見その他の不利益が生じる可能性がないか。
- 利用目的の達成に不必要・不相当な個人情報を入手しないよう、どのような対策を講じるか。網羅的・探索的に個人情報を入手する場合や、利用目的や入手経路、対象者の範囲が十分に特定されていない場合に特に問題になるので注意を要する。
- 個人情報の取扱いがプライバシー等へ与える影響度合いはどの程度か。どのようなリスクが考えられるのか。リスク対策は十分か。残留リスクは許容できるレベルか。
- 個人情報の取扱いによって、本人が得られるメリットは何か。どの程度のメリットか。リスクとメリットのバランスとして、メリットが必ず上回っているといえるか。
- 必要性が低かったり影響が大きかったりする場合は、代替策があれば代替策を立て、代替策がない場合は取扱いをやめるか、リスク対策を厚く講じるべき。但し、プライバシーへの影響が大きい場合でも、取扱いをやめたり、代替策を立てたりすることが困難なときもあり、取扱い中止・変更が必須とされるわけではない。そのような場合は、リスク対策を厚く講じる等、個人情報を取り扱う必要性とプライバシーに与える影響とを比較考量し、適切な取扱いを図っていく。

■情報銀行認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン(続き)

8.2.3. 想定リスクの妥当性・リスク対策の適切性(無危害原則 non-maleficence)

想定リスクの妥当性とリスク対策の適切性を確認する。すなわち、リスクを十分に事前に想定した上で、リスクをなくすか、又は許容できるレベルまで軽減する十分な対策を講じているかを確認する。医療倫理 4 原則の 1 つに「無危害原則」があり、「危害を引き起こすのを避けるという規範」あるいは、「害悪や危害を及ぼすべきではない」ことであると定義される。本審議基準は、無危害原則に類似するものであるとも考えられる。

- 起こりうるリスクが、十分想定されているか。他には想定されないか。
- プライバシーへの影響・リスクが大きいものは、リスク対策の適切性の観点から十分なチェックを行う。 等

8.2.4. 個人情報の第三者提供条件の指定・変更方法(UI)(自律尊重原則 autonomy)

本人の個人情報の取扱いについて、本人が十分な説明を受けて理解した上で自ら選択できるようになっているかを確認する。利用目的その他に関する十分な説明と、個人情報の第三者提供条件の指定・変更方法(UI)のわかりやすさが重要となる。医療倫理 4 原則の 1 つに「自律尊重原則」があり、患者が情報を開示され内容を理解した上で、自身の意思に基づき決定することを尊重することをいう。

GDPR でも、「管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて」情報提供する義務が課せられており(第 12 条第 1 項)、また第 4 条(11)では「自由に与えられ、特定され、説明を受けた上での、不明瞭ではない、本人の意思の表示」との規定が設けられており、日本だけではなく欧州においても、情報を開示され内容を理解した上で、自身の意思に基づき決定することが尊重されていると考えられる。(具体例:略)

8.2.5. 提供先第三者の選定方法

当該提供先の個人情報の取扱いについて「情報銀行」側の適切な監督が可能であるか確認する。

- 提供先における個人情報の利用目的は適切か
- 本人が直接的又は間接的に便益を享受できる提供先であるか
- 不当な差別や偏見その他の不利益が生じる可能性がないか
- 社会的信頼性を有する事業者か。深刻な苦情を受けているか、深刻でなくとも苦情が多い事業者ではないか

8.2.6. 委任を受けた個人情報の提供の判断

提供先における個人情報の利用目的に鑑みて、利用目的達成のための必要最小限の項目となっているか確認する。

- 個人の同意している提供先の条件について、個人の予測できる範囲内で解釈されて運用されているか
- 個人にとって不利益となる利用がされていないか／個人に対し個人情報の利用によるリスクが伝えられているか

■EU一般データ保護規則(GDPR)

◇第4条 定義

(4)「プロファイリング」とは、自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱いを意味する。

◇第13条 データ主体から個人データが取得される場合において提供される情報

1. データ主体と関連する個人データがそのデータ主体から収集される場合、管理者は、その個人データを取得する時点において、そのデータ主体に対し、以下の全ての情報を提供する:(a)～(f)略
 2. 第1項に定める情報に加え、管理者は、個人データを取得する時点において、データ主体に対し、公正かつ透明性のある取扱いを確保するために必要な以下の付加的な情報を提供する。(a)～(e)略
- (f) プロファイリングを含め、第22条第1項及び第4項に定める自動的な決定が存在すること、また、これが存在する場合、その決定に含まれている論理、並びに、当該取扱いのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報

◇第22条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定

1. データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。
2. 第1項は、以下のいずれかの決定には、適用されない。
 - (a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合。
 - (b) 管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定めるEU法又は加盟国の国内法によって認められる場合。又は、
 - (c) データ主体の明示的な同意に基づく場合。
3. 第2項(a)及び(c)に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。
4. 第9条第2項(a)又は(g)が適用され、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の保護を確保するための適切な措置が設けられている場合を除き、第2項に規定する決定は、第9条第1項に規定する特別な種類の個人データを基礎としてはならない。

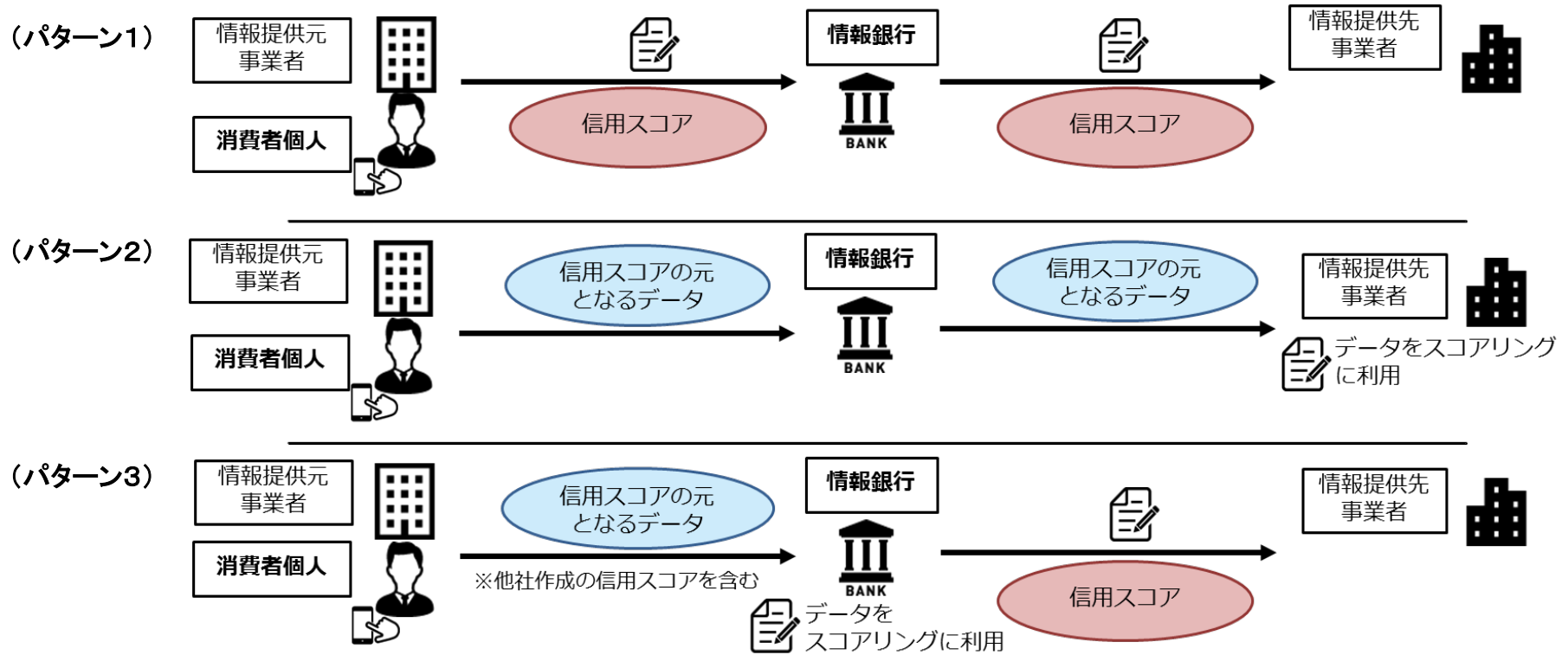
第9条 特別な種類の個人データの取扱い

1. 人種的若しくは民族的な出自、政治的な意見、宗教上若しくは思想上の信条、又は、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、並びに、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、又は、自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータの取扱いは、禁止される。

情報銀行における「信用スコア」の取扱い①

- 情報銀行の普及が進めば、個人に関する様々なデータの収集が進み、いわゆる「信用スコア」の作成や流通が促進される可能性がある。
- 「信用スコア」については明確な定義がなく、個人に一定のスコアを付与するものでは、例えば与信能力に関する評価や、英語の試験の点数も一種のスコアといえる。こうした広義のスコアは現在でも広く一般的に利用されているものであり、情報銀行を通じた流通によって利便性が向上することが期待される。
- 他方で、個人の部分的な能力等に止まらず、個人の社会的な評価に関する信用スコアについては、その利用方法如何によっては、スコアに迎合する者が増え社会の多様性が損なわれたり、結婚や就職などに利用され、人間の差別や選別につながりかねない危険も孕んでいるとの意見があった。
- こうしたことを見据え、情報銀行での活用を通じて差別に繋がりうる信用スコアの扱いについて、一定の取扱い方針を示す。

■ 情報銀行が「信用スコア」を取り扱う場合のパターン



情報銀行における「信用スコア」の取扱い②

- 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことを目的の基本としており、いわゆる「信用スコア」を扱う場合は、個人にとって不利益な利用とならないよう、留意する必要がある。
- 特に、個人の部分的な能力等に止まらず、個人の社会的な評価に関する信用スコアを想定し、情報銀行が参考にするべき留意点について以下のことが考えられる。

■ 情報銀行において「信用スコア」を取り扱う場合の留意点

- ① 同意取得
(パターン1及び3) 情報銀行は、個人に対し、信用スコアが提供先においてどのように利用されるのか及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。
(パターン2及び3) 情報銀行は、個人に対し、取得又は第三者提供される個人情報信用スコアの算定に利用されること及びそれによるリスクについて、明示的に説明すること。
- ② 信用スコアの利活用
(パターン1及び3) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、提供することによって、個人にとって不利益となる恐れがある場合は提供しない、または個人に対しリスクを示すなど、個人の利益を踏まえた利活用を行うこと。
- ③ 非提携企業による信用スコアの二次利用
(パターン2) 情報銀行は、他者が作成したスコアを作成者又はスコアの対象となる個人から取得し、他の第三者に提供する場合で、作成者が二次利用に対し制限を設けている場合には、制限に反しない範囲で提供を行うこと。
- ④ 信用スコアの基礎データ
(パターン2) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を信用スコアを算定する者に対し提供しないこと。
(パターン3) 情報銀行は、「個人のためにデータを活用する」ことが原則となることから、遺伝情報や、差別に繋がる過去の情報を基礎データとして用いないこと。
- ⑤ 説明責任・透明性
(パターン3) 情報銀行は、スコアに用いたデータ及びスコアの算出方法について、アカウントビリティを持つこと。
- ⑥ 人間の関与
(パターン3) 信用スコアを機械化された処理により数値化する場合において、人間の関与を本人が求めることを認めるという対応を行うかについても検討すること。

視聴履歴の取扱い①

■放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年4月27日総務省告示第159号)

◇第34条(視聴履歴の取扱い上の注意)

受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。

(解説)

受信者情報取扱事業者が放送受信者等の日常の視聴履歴を蓄積することにより取得する個人情報は、多様かつ膨大になり得るものであり、その分析により、放送受信者等の趣味・嗜好等について、高い確度で推知することが可能となると考えられる。

このように推知した趣味・嗜好等に基づき、放送受信者等に利便性の高いサービスの提供が可能となる一方、分析の方法によっては、趣味・嗜好等にとどまらず、放送受信者等の信条等の要配慮個人情報まで、推知することが可能となるおそれが指摘されているところである。

法においては、一般に要配慮個人情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報に当たらないと解されているところであるが、放送受信者等の同意の範囲を超え、膨大なデータに基づく分析により、要配慮個人情報を推知する行為は、「真実らしく受け取られる情報」の取得としてプライバシー権を侵害する可能性や、ひいては、要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられる。

国民が放送の視聴を躊躇することなく、従来どおり安心・安全に視聴できる環境を確保することは、放送が国民に最大限に普及し、我が国における放送による表現の自由の確保や放送が健全な民主主義の発達に資するようするという放送法の原則に適合し、放送の健全な発達を図るという目的の達成の観点から不可欠である。このため本ガイドラインにおいて、受信者情報取扱事業者が視聴履歴を取り扱うに当たっては、放送受信者等の要配慮個人情報を推知し、あるいは第三者による推知が可能となることがないよう、注意すべきことを定めるものである。

例えば、受信者情報取扱事業者が、特定の健康情報をテーマとする番組の視聴履歴に基づき、別の日時に放送される同じ番組や、同じ健康情報をテーマとする番組をレコメンドする行為は、ただちに問題となるものではない。ただし、当該視聴履歴の分析結果に基づいて、放送受信者等又はその世帯の構成員の病歴や障害の有無等自体を推知する行為は認められない。

なお、本人の同意を得て要配慮個人情報を取得することは可能である(法第17条第2項)。

【要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることに該当しない事例】

- 事例1) 受信者情報取扱事業者が、本人の視聴履歴の分析結果に基づき、本人に対して、特定のドラマ、映画、スポーツ、音楽や旅番組等のレコメンドサービスを提供すること(レコメンド等を行う場合)。
- 事例2) 受信者情報取扱事業者が、本人の視聴履歴の分析結果に基づき、本人に対して、番組に関連する音楽、DVD、特産品、旅行等の商品の販売やサービスの提供を行うこと(商品・サービスの販売・提供を行う場合)。
- 事例3) 本人の視聴履歴の分析結果のほか、他の消費行動に関する情報等(本人の個人データを含む)と組み合わせて、本人に対して、家電製品、日用品、スポーツ用品等の商品の販売やサービスの提供を行おうとする者に対して、受信者情報取扱事業者が視聴履歴を提供すること(他の個人データ等と連携を行う場合)。

【注意義務違反に該当する事例】

- 事例1) 視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じないこと。
- 事例2) 要配慮個人情報の把握を目的としている第三者に対して視聴履歴の提供を行うこと。
- 事例3) 第三者に対して視聴履歴を提供するに当たり、その契約の条件として、当該第三者が契約時の目的外の利用を禁じること及び安全管理措置を講じることに係る規定を整備しないこと。

視聴履歴の取扱い②

■放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針(平成29年7月一般財団法人 放送セキュリティセンター)

2-3. 視聴履歴の取扱いに係る配慮

2-3-1. 要配慮個人情報の推知

視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じること。

- ① 活用方法として認められる「趣味・嗜好」の推知と、禁止すべき「要配慮個人情報」の推知のそれぞれに該当する具体例を対比する等により、視聴履歴の解析の結果、推知されうる要配慮個人情報の例と禁止される行動の理解を促すよう努めること。

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、禁止すべき要配慮個人情報の推知に該当する具体例を明示する。

<記載例>

視聴履歴を解析して分類した思想・信条のカテゴリを、放送受信者等の情報の一部としてデータベースに格納してはならない。

- ・ 個人情報保護規程に要配慮個人情報の推知の禁止を規定し、視聴履歴の取扱マニュアル等において、視聴履歴の解析において問題になる「要配慮個人情報」の推知について、具体例を対比して解説する。

<記載例>

視聴履歴を解析して、要配慮個人情報(人種、思想・信条、病歴、障害等の機微情報)を推知することは禁止されており、取扱いには注意が必要である。

区分	問題にならない例	問題になる例
思想・信条の推知が問題になり得る例(その1)	「〇〇教」の教義を解説する番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。	視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇教徒」と推知した結果をデータベースに格納する。
思想・信条の推知が問題になり得る例(その2)	「国際問題」をテーマとする政治討論番組を好んで視聴するという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。	視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇党を支持」と推知し、データベースに格納する。
病歴の推知が問題になり得る例	「メンタルヘルス」をテーマとする健康情報番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。	「鬱病」など特定の疾患の病名を推知し、データベースに格納する。

- ② 視聴履歴を第三者へ提供する場合は、その契約の条件として、当該第三者が契約時の目的外の利用を禁じること及び安全管理措置を講じることについて、規定すること。

- ③ 視聴履歴の取扱いに関して、放送受信者等に、要配慮個人情報の推知に対する不信を抱かれるような行為を抑止するよう努めること。

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、要配慮個人情報の推知に係る不適切な行為に該当する可能性のある具体例を明記して注意喚起をする。

<記載例>

あらかじめ視聴履歴の利用目的の一つにDM送付を含めて同意を取得していたとしても、ガン治療に関する番組を視聴した視聴者に対して、ガン治療の専門機関のDMを送ることは、視聴者の不信を招く場合もあるので、病歴の推知は行っていないことの説明を加える等、注意が必要である。